

平成26年度税制改正により、 平成27年度から **軽自動車税** の 税額が変更になります

問い合わせ/
市課税課資産税グループ
☎23-6393

🏍️ 税額が見直されます

1. 原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪車等

平成27年度から「新税額」が適用となります。

種類		現行	新税額
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超 90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超 125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
小型特殊自動車	農耕用	1,600円	2,400円
	電気・その他	4,700円	5,900円
スノーモービル		2,400円	3,600円
二輪の軽自動車	125cc超 250cc以下	2,400円	3,600円
二輪の小型自動車	250cc超	4,000円	6,000円

2. 四輪以上・三輪

平成27年度から、平成27年4月1日以降に新規登録される新車から「新税額」が適用となります。

種類		現行	新税額
四輪以上	乗用・自家用	7,200円	10,800円
	乗用・営業用	5,500円	6,900円
	貨物用・自家用	4,000円	5,000円
	貨物用・営業用	3,000円	3,800円
三輪		3,100円	3,900円

- <例1>平成27年3月31日以前に新車新規登録した場合
→現行の税額
- <例2>平成27年4月1日に新車新規登録した場合
→平成27年度以降「新税額」
- <例3>平成27年4月2日以降に新車新規登録した場合
→平成28年度以降「新税額」

🚗 「重課」が導入されます

平成28年度から、新規検査(新車新規登録)から13年を経過した「四輪以上」及び「三輪」の軽自動車が適用となります。

種類		適用税額
四輪以上	乗用・自家用	12,900円
	乗用・営業用	8,200円
	貨物用・自家用	6,000円
	貨物用・営業用	4,500円
三輪		4,600円

- <例1>平成25年12月現在、軽自動車を所有している場合
平成28年度 →7,200円（現行）
新規検査から13年経過した翌年度以降 →12,900円（重課）
- <例2>平成26年5月に新車に買い替えた場合
平成27～39年度 →7,200円（現行）
平成40年度以降 →12,900円（重課）
- <例3>平成27年5月に新車に買い替えた場合
平成28～40年度 →10,800円（新税額）
平成41年度以降 →12,900円（重課）

ご当地ナンバープレートのデザイン募集が始まります

平成27年5月交付に向け、ご当地ナンバープレート（稚内市のオリジナルナンバープレート）のデザイン募集を8月中旬に開始する予定です。

募集方法等については、8月中旬に更新される市ホームページでご確認ください。

📍ご当地ナンバープレートとは

自治体独自でデザイン化したナンバープレートです。
※本市では、「原動機付自転車（50cc以下、90cc以下、125cc以下、ミニカー）」のみを対象とします。

問い合わせ/
市課税課資産税グループ
☎23-6393

◀デザイン例▶



平成26年度 市職員採用試験を実施します

市では、平成27年4月1日採用の市職員採用試験を次のとおり実施します。

募集職種・採用予定者数

- 一般事務職（事務）
…9名程度
- 一般事務職（社会福祉士）
…1名程度
- 一般技術職（建築）
…1名程度
- 一般技術職（電気）
…1名程度
- 一般技術職（保健師）
…2名程度
- 消防職（一般消防職）
…3名程度

短大卒：平成27年4月2日以降に生まれた人
高校卒：平成27年4月2日以降に生まれた人

② 一般事務職（社会福祉士）、一般技術職（保健師）

昭和50年4月2日以降に生まれた人

③ 消防職（一般消防職）

短大卒：平成27年4月2日以降に生まれた人
高校卒：平成27年4月2日以降に生まれた人



採用予定年月日
平成27年4月1日（全職）
試験日
第1次試験：9月21日（日）

申し込みについて
受付期間：7月16日（水）～8月20日（水）9時～17時
※平日のみ受け付け
※8月20日（水）の消印有効
※詳しい受験資格については、各実施要綱をご覧ください。

※実施要綱及び申込書は、市役所3階人材育成課人材育成グループにあります。（市のホームページからもダウンロードできます）

申し込み・問い合わせ

市人材育成課人材育成グループ
☎23-16385
〒097-1868
稚内市中央3丁目13番15号